

学術研究論文発表会論文, 一般研究論文, 質疑討論 最終原稿作成要綱 [和文論文用]

1. 目的

この要綱は、公益社団法人日本都市計画学会学術研究論文発表会論文, 一般研究論文, 質疑討論 応募規則第7条第2号に基づき、最終原稿作成にあたっての細目を定めるものとする。

2. 体裁

第1次審査用原稿執筆要領 [和文論文用] に準ずる。

3. 原稿分量

第1次審査用原稿執筆要領 [和文論文用] に準ずる。

4. 原稿の構成とレイアウト

第1次審査用原稿執筆要領 [和文論文用] に準ずる。

4-1. 原稿の構成

第1次審査用原稿執筆要領 [和文論文用] 準じ、原稿は次の順序に従って記述すること。

タイトル, 英文タイトル, 著者名 (和), 著者名 (英), 英文概要, 英文キーワード, キーワード, 本文, 謝辞 (必要な場合), 補注 (必要な場合), 参考・引用文献

4-2. 著者名および所属

原稿1頁目の英文タイトルの後に、著者名 (和, 英) を右寄せに配置して記入すること。原稿1頁目の下余白部に会員種別 (正会員, 学生会員, 名誉会員), 所属 (和, 英) を左寄せに配置して記入すること。所属 (和文) については大学学科 (専攻) 名, その他の機関は

課まで、英文については大学名, 機関名までとし、() でくくる。なお、著者が複数で所属機関が異なるとき主著者に*, 共同著者に**, …等の記号を付け区別すること。なお、原稿に記載する著者名は、第1次審査用原稿投稿後の変更は認めない。

4-3. タイトル, 英文タイトル, 英文概要, 英文キーワード, キーワード, 本文, 謝辞 (必要な場合), 補注 (必要な場合), 参考・引用文献

第1次審査用原稿執筆要領 [和文論文用] に準ずるものとする。謝辞を加える場合には、本文と補注あるいは参考・引用文献の間に記入する。

5. 最終原稿の作成形式

最終原稿はPDF (Portable Document Format) ファイルの形式で作成すること。PDF 作成にあたっては、必ず正しく作成されていることを確認されたい。

6. 要綱の改正

この要綱は、学術委員会の議決により改正することができる。

(附則)

この要綱は2016年3月1日から施行する。

1993.4決定 1994.2改定 1994.11" 1997.01" 2000.07" 2001.01.23" 2002.01.15" 2003.01.24" 2005.01.22" 2008.03.01" 2012.03.01" 2014.03.01" 2016.03.01施行

学術研究論文発表会論文, 一般研究論文, 質疑討論 最終原稿作成要綱 [英文論文用]

1. 目的

この要綱は、公益社団法人日本都市計画学会学術研究論文発表会論文, 一般研究論文, 質疑討論 応募規則第7条第2号に基づき、最終原稿作成にあたっての細目を定めるものとする。

2. 体裁

第1次審査用原稿執筆要領 [英文論文用] に準ずる。

3. 原稿分量

第1次審査用原稿執筆要領 [英文論文用] に準ずる。

4. 原稿の構成とレイアウト

第1次審査用原稿執筆要領 [英文論文用] に準ずる。

4-1. 原稿の構成

第1次審査用原稿執筆要領 [英文論文用] に準じ、原稿は次の順序に従って記述すること。

タイトル, 和文タイトル, 著者名 (英), 著者名 (和), 和文概要, キーワード, 和文キーワード, 本文, 謝辞 (必要な場合), 補注 (必要な場合), 参考・引用文献

4-2. 著者名および所属

原稿1頁目の和文タイトルの後に、著者名 (英, 和) を右寄せに配置して記入すること。原稿1頁目の下余白部に会員種別 (Regular Member, Student Member, Honorary Member), 所属 (英, 和) を左寄せに配置して記入すること。

所属 (英文) については大学名, 機関名までとする。和文については大学学科 (専攻) 名, その他の機関は課までとし、() でくくる。なお、著者が複数で所属機関が異なるときは、主著者に*, 共同著者に**, …等の記号を付け区別すること。

4-3. タイトル, 和文タイトル, 和文概要, キーワード, 和文キーワード, 本文, 謝辞 (必要な場合), 補注 (必要な場合), 参考・引用文献

第1次審査用原稿執筆要領 [英文論文用] に準ずるものとする。謝辞を加える場合には、本文と補注あるいは参考・引用文献の間に記入する。

5. 最終原稿の作成形式

最終原稿はPDF (Portable Document Format) ファイルの形式で作成すること。PDF 作成にあたっては、必ず正しく作成されていることを確認されたい。

6. 要綱の改正

この要綱は、学術委員会の議決により改正することができる。

(附則)

この要綱は2016年3月1日から施行する。

1993.4決定 1994.2改定 1994.11" 1997.01" 2000.07" 2001.01.23" 2002.01.15" 2003.01.24" 2005.01.22" 2008.03.01" 2012.03.01" 2014.03.01" 2016.03.01施行